

株 主 各 位

神奈川県大和市中心林間3丁目2番10号

OBARA GROUP株式会社

取締役社長 小 原 康 嗣

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央2丁目9番50号
レンブラントホテル海老名3階「ラ・ローズ」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1 第61期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2 第61期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類
報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.obara-g.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は本招集ご通知の提供書面のほか、上記事項も含め監査を実施しております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知の提供書面及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.obara-g.com/>) に掲載させていただきます。

「第61回定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円
総額1,261,569,330円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年12月23日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となりますので、あらかじめ取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数(株)
1	オ バラ ヤス シ 小 原 康 嗣 (1968年5月1日生)	1994年1月 当社入社 2000年8月 スピードファム㈱取締役就任 2000年8月 SPEEDFAM INC. 董事就任（現任） 2001年8月 スピードファム㈱専務取締役就任 2001年8月 佐久精機㈱（現スピードファム長野㈱）取締役就任（現任） 2004年10月 スピードファム㈱ 代表取締役副社長就任 2004年12月 当社取締役就任 2011年7月 当社代表取締役就任 2011年10月 当社取締役社長（代表取締役）就任（現任） 2017年10月 スピードファム㈱取締役社長（代表取締役）就任（現任）	2,571,110 (2,760)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数(株)
2	小林 憲史 (1962年9月11日生)	1984年12月 スピードファム㈱入社 1997年5月 スピードファム㈱管理部長就任 2000年6月 スピードファムクリーンシステム㈱取 締役就任(現任) 2000年6月 佐久精機㈱(現スピードファム長野 ㈱)取締役就任 2000年8月 スピードファム㈱ 取締役就任(現任) 2011年8月 当社取締役就任(現任) 2011年12月 OBARA KOREA CORP.理事就任(現任) 2012年10月 スピードファム長野㈱代表取締役社長 就任(現任)	3,187 (197)
3	山下 光久 (1953年6月7日生)	1985年9月 当社入社 1999年10月 当社第二営業部長就任 2005年10月 当社山梨工場長就任 2008年10月 当社管理部長就任 2012年11月 OBARA㈱取締役副社長(代表取締役) 就任 2013年10月 OBARA㈱取締役社長(代表取締役)就 任(現任) 2013年12月 当社取締役就任(現任)	8,000 (160)
4	大西 倫雄 (1972年1月25日生)	1999年4月 公認会計士登録 2004年2月 税理士登録 2006年9月 税理士法人みかさ 代表社員就任(現任) 2006年12月 当社監査役就任 2015年12月 当社取締役就任(現任)	1,900 (166)
5	牧野 宏司 (1966年10月7日生)	1992年8月 公認会計士登録 2001年10月 税理士登録 2003年7月 ダンコンサルティング㈱取締役就任 2006年1月 牧野宏司公認会計士事務所設立 2009年2月 ㈱BE1総合会計事務所 代表取締役就任(現任) 2012年9月 ㈱デジタルガレージ 社外監査役就任 2013年6月 ㈱いなげや社外監査役就任(現任) 2015年12月 当社監査役就任 2016年9月 ㈱デジタルガレージ 社外取締役(監査等委員)就任(現 任) 2017年12月 当社取締役就任(現任)	100 (一)

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大西倫雄及び牧野宏司は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定

し、同取引所に届け出ております。両名が社外取締役役に選任された場合、当社は引き続き両名を独立役員とする予定であります。

3. 大西倫雄は、公認会計士としての豊富な経験、見識等を有しており、社外取締役役として独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 牧野宏司は、公認会計士としての豊富な経験、見識等を有しており、社外取締役役として独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は大西倫雄及び牧野宏司との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両名が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
6. 大西倫雄は、現在、当社の社外取締役役であります。社外取締役役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
7. 牧野宏司は、現在、当社の社外取締役役であります。社外取締役役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
8. 上記「所有する当社の株式の数」の欄の（ ）内の数字は、2019年10月4日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。
9. 小原康嗣の持株数は自身の管理分株数1,084,500株を加えて表示しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となりますので、あらかじめ監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の 株式の数(株)
1	須山正志 (1952年1月17日生)	1975年4月 花王石鹼(株) (現花王(株)) 入社 2008年5月 花王カスタマーマーケティング(株) 監査役就任 2014年12月 当社監査役就任 (現任)	100 (352)

2	<small>タカ ハシ マサ コ</small> 高橋昌子 (1969年1月13日生)	1999年4月 公認会計士登録 2002年2月 高橋昌子公認会計士事務所設立 2011年11月 税理士登録 2017年12月 当社監査役就任 (現任) 2019年8月 ㈱Paidy社外監査役就任 (現任)	— (—)
※ 3	<small>タカ イ キヨシ</small> 高井清 (1960年4月19日生)	1992年3月 当社入社 2004年10月 当社経理部長就任 2013年10月 当社管理部長就任	400 (304)

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 須山正志及び高橋昌子は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は兩名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。兩名が社外監査役に選任された場合、当社は引き続き兩名を独立役員とする予定であります。
4. 須山正志は、製造業における豊富な経験、見識等をもとに、社外監査役として公正な監査を実施していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同名の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 高橋昌子は、公認会計士としての豊富な経験、見識等をもとに、社外監査役として公正な監査を実施していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同名の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は須山正志及び高橋昌子との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、兩名が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
7. 当社は高井清が原案どおり選任された場合、同名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
8. 上記「所有する当社の株式の数」の欄の()内の数字は、2019年10月4日現在の役員持株会及び2019年10月29日現在の従業員持株会での持分であり、外数となっております。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任する谷内博に対し、監査役在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。当社は2003年12月31日をもって、従来継続してきた年功的な要素の強い役員退職慰労金の引き当て（積立）を停止いたしました。従いまして、谷内博に対する退職慰労金は2003年12月31日までに引き当てた額の範囲内となります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
タニ 谷 内 博	1995年10月 当社経理部長就任 2000年12月 当社監査役就任

以 上